有明鉱大災害の教訓にまなび 保安確立のたたかい

「炭労保安調査団の再申し入れに会社が回答」

保安対策は十分

有明鉱災害に伴う炭労保安調査団の会社への申し入れに対する回答が十分でないとして、炭労は四月六日付で『会社側回答の問題点』を指摘し、（『みいけ』前号に全文）再度申し入れましたが、それに対する回答は次のとおりです。なお、設問は要約しました。

一、BC管理体制の強化

1、BC当番の配置

(1) この程度の増員で有効か

〔回答〕現在、NO九BCから上層西一卸を除き、二十七名の当番を配役しています。これは災害時に比べ、ベルト台数で五台減、人員増で四名増となっています。また、当番の配置を勘案して、煙感知器、ベルト片寄りスイッチ等を増設しましたので、BCの運転管理については万全であると考えています。

(2) 当番の責任範囲は妥当か

〔回答〕各当番の責任範囲とその作業内容を明確にし、関係者に徹底しました。

(3) 点検巡回が消化できるか

〔回答〕始業時に当番の責任範囲全域にわたり点検し、その後は係員の指示により重点的に巡回します。

2、BCの片寄りスイッチ

(1) 片寄り防止は十分か

〔回答〕ベルト片寄りスイッチはベルトの状況に応じて取り付け、現在二十七組設置しています。今後も必要な箇所に設置します。

(2) 検出、停止の機能は十分か

〔回答〕ベルト片寄りスイッチはベルトの片寄りを検出し、停止する十分な機能を有しています。また、ベルトの片寄りを早期に検出できるよう終端部、テイクアップ部等に取り付けています。

3、風門

(1) とくに問題はないか

〔回答〕通気系統、通気量等十分配慮して風門を設置しましたので問題ありません。

(2) 保安対策は十分か

〔回答〕BC敷設坑道にやむを得ず調量門を設置する必要が生じたときは、ベルト片寄りスイッチを取り付ける等、監視体制を強化することで対処します。

二、早期消火体制の完備

1、消火栓の水源

ダムの水量、水源の切り替えについて

〔回答〕(1) パイプラインの残留水容量は四百五十立方メートルあり、十分です。

(2) 水源の切り替えはバルブ操作により容易にでき、操作手順は現場に掲示しています。

(3) FA流送管を使用する場合は、消火栓を取り付けることにより放水可能となります。

2、消火訓練

消火体制、消火組織について

〔回答〕現在、全職種にわたり消火訓練を実施しています。今後は退避訓練時等を利用して実施していきます。

消火隊の設置については、現場の実態を勘案し、現状に即した方法で検討中です。

3、保安機器の完備

(1) COセンサーの考え方

〔回答〕COセンサーは自然発火に対処するものであると考えています（COの増加を長時間、微量で検出）。

(2) 早期発見が可能か

〔回答〕COセンサーは稼動払の部内排気、撤去部内の排気に設置しており、今後は採炭部内の排気に設置していきます。

煙感知器については、設置位置およびBC当番の配置位置等から考えると、臭または煙を早期に発見できる体制となっています。

4、誘導無線、電話の増設

(1) 連絡体制をどう強めるか

〔回答〕誘導無線のサービスエリアを細分化し、誘導無線の感度を上げて対応していきます。受信専用機の導入はさらに確実な連絡を期すためのものです。

(2) 管理の強化とは何か

〔回答〕整備不良、充電不足等による感度低下がないように努めます。

三、防災体制の強化

(1) 救急センターの構造、装備は十分か

〔回答〕救急センターの漏風防止を強化しました。また、装備も十分です。

(2) 設備箇所は適切か

〔回答〕配役人員等を考慮して救急センターを設置しています。また、作業現場の移動に伴い移設します。

(3) ビニールハウスは十分か

〔回答〕現状の作業箇所数から判断すると十分であると考えます。

四、退避訓練の実施

(1) 回数と内容改善

〔回答〕恒久的に二カ月に一回実施します。抜き打ちに実施し、内容についてはその都度実施要領を作成し、充実をはかります。

(2) 机上訓練は

〔回答〕月一回実施します。

(3) 経路明示は十分か

〔回答〕一般社員の意見も十分聞いて、坑口への行先明示板、道標、保安略図等を取り付けており、十分であると考えています。

④ 標示板については、全鉱統一するとしているが、実施時期をはかることは当然だと考えている。

に各方二十五人、三川鉱各方二十九人、有明鉱各方二十七人を配置

保安

いのちと権利を守るたたかいを

保安委員 宮崎 勝

いのちと権利を守るたたかいは、働く者にとって基本的なたたかいである。「安全なくして労働はない」からである。また、権利の行使ができなければ安全は守れないからである。

そういう意味で、われわれが人間らしく働き続け生き続けるということは、『生命と権利のたたかい』をどう強めるかということであり、具体的には、職場における保安闘争を強め、不安全箇所の摘発はもちろんのこと、『危ないところでは仕事せんぞ』という体制確立が重視されなければならない。

いのちを守る闘いの重要性

こんにちまでの経過が示す災害の歴史は、三川鉱炭じん大爆発をはじめ、三川鉱坑内火災、このたびの有明鉱坑内火災のように一挙にして数百人の働く者のいのちを奪っている。いったん奪われた命はわれわれがどんなに「生命を返せ」といっても元にもどらないのである。

つまり、起こってからでは遅いということであり、災害を起こさせないたたかいが必要である。それは職場での不安全箇所の点検・摘発と環境改善のたたかいをどう強めるかである。

労災認定（権利）が奪われてはいないか

負傷してからでは遅い、職業病になってからでは遅い、事前のたたかいを強めようという意見があるが、その通りである。しかし、残念ながら熱中症が出ている。ギックリ腰も出ている。そして公傷になっていない実態が多い。

熱中症や腰痛は、長いたたかいの中で当然の権利として、労災認定をかちとったのであり、その権利が奪い返されているのではないだろうか。

つまり、熱中症になっても公傷を取れない人がいる。負傷しても保安部預けの人がいる。これが今日の実態である。

われわれは、このような実態をなくし、安心して働ける職場を作りあげねばならないのである。

× ×

命を守る保安のたたかいを具体的に職場から進めるために、新たにこの欄を設けました。保安についての提言、意見、感想、現場での事実などをお寄せ下さい。当面は保安担当者ですが、どなたでも投稿できます。匿名でも結構です。

なかま

二分会 柳迫 護さん

▼…昭和九年十二月十一日生まれ四十九歳。三十六年一月十六日の入社で、七カ月ほど坑外にいたあと部内仕繰を経て、現在の自走枠常一（仕繰）に移って約二十三年。この部内のベテランである。

▼…職場では、「迫さん、さこさん」と親しまれている組長さんだが、職場や組合の将来のことになると、一瞬厳しい表情になる。

▼…柳迫さんが三十代のころは、毎晩のように酒を飲んだりパチンコに熱中したが、子供が中学生になるころには、それまでの遊びをピタリとやめて家庭的な父親に変身した。奥さんによると、「料理を作らせたら私よりも上手で、宴会のときなど酒の肴作りに腕をふるう」「頑固で〝ギネ〟ですが、自分が悪いと思えばすぐに非を改める」「単刀直入な表現で口は悪いのですが、責任感が強いので、気性を知ってもらうと、とことんまで付き合ってもらえる」とのこと。

▼…趣味は釣りや盆栽（主に菊作り）だが、前に猟銃を持っていたころ猟期（十一月十五日～翌年二月十五日まで）には、日曜日のたびに猟に出掛けていた。今は、魚釣りで川・海どちらにでも出掛ける。しかし、最近の主だった釣果は「あまりない」と言う。今ごろ（五月）から十一月までは菊作りに、十一月から正月にかけてはボラかけ（釣り）にうち込む。

▼…釣りも築港周辺などには一人で行くが、遠方には友人たちと行ったり、レジャーを兼ねて家族連れで出掛ける。今年のゴールデンウイークには、三泊四日で地域から四国旅行に…。ハエ釣り大会もあったそうで、努力賞のトロフィーがひときわ光っている。

（岩下幸男・記）

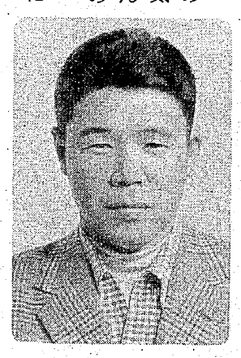

柳迫さんは、大牟田市小浜北社宅17棟で、奥さんのハル子さんと長女の真由美さん（大学生）の三人暮らし。長男は就職して別居。

三池炭鉱の歴史の中から

その三 第四回

智恩教社新築

十六分会 武松輝男

明治二十二年、三井組は代理人佐々木八郎を立てて、三池炭鉱を落札取得する。

「政府が三池炭鉱を払い下げることになったのに、三井がそれを手に入れなければ、海外の店を引き揚げなければならぬことになる。そうなれば、海外発展ということは到底できない。それだから、三池炭鉱はどうしても手に入れなければならぬと言って、利害を説いた―略―」（自叙・益田孝翁伝、長井実著、昭和十四年）

なぜ三井組は、これほど三池炭鉱に拘泥したのかというと、三池炭の一手販売権をもっていたこと。海外販路は西貢（ランゲーン）、馬尼剌（マニラ）、上海、それに桑港など十八カ所ももっていたことで、これらの販売先を失うことは、三井組にとっては組の解体につながっていくおそれすらあったからである。

それからもうひとつ、三井組が三池炭鉱を取得したい理由は、石炭販売による利益が大きいからであった。

誰でもがよく知っているように十八世紀から十九世紀にかけて、イギリスの手工業から機械産業へと発展していった、いわゆる産業革命は、「石炭」を工業原料商品として利用することであった。

しかし日本では、「石炭」を商業的販売商品、つまり売り買いする商品としてだけのものとして取り扱かったのである。

工業原料商品の石炭では、石炭から生まれる付加価値に重点と利益を求めるから、石炭そのものの価格というのも一定の高さをもつものとなるが、日本のように、石炭が商業的販売商品になれば、石炭の販売による直接的利益性のみが重要な指標となる。そうなると石炭を採掘する経費は一円でも安い方が利益性が大きいから、囚人労働などといった無権利な労働者を使役する方法だけが重点的に用いられていくのである。

つまり工業という、石炭を利用する産業発展の歴史の流れに背を向けた、異質な、そして封建的な制度の中で、日本の石炭採掘は行なわれていったのである。

この石炭の位置づけを、今日の石炭産業にあてはめてみるとよくわかるが、諸外国に比べ三池闘争を生んだエネルギー転換が、石油偏重へと極端に進められたのも、石炭を商品とみなしたかっての位置づけがそのままの形で生きていたからである。

さて、ここで話しをまたもとに戻すが、商品としての高い利益をもった安い石炭を多く採掘するためには、西南戦争で生まれようとした風紋という、労働者が無権利から権利を主張しはじめる横の連帯というものではなくて、封建的主従関係の、いわゆる縦のつながりを石炭生産の軸組みとしなければならないことは言うまでもない。そこで封建的主従関係を、そのままの形でそこなわないように、巧みに組み込まれたのが、日本人の善悪の心を道徳観とでもいっていい地獄と極楽に置きかえた「知恩社」の教導だったのである。

三井組は三池炭鉱取得後も、この知恩社を引き継ぎ、明治三十年には僧侶を常駐させるために庫裏を設け、さらには大正六年「智恩教社」と改め、山の上から有明町に移し、およそ二倍の広さをもつ寺院を建立したのである。

この智恩教社の移転新築が、大正七年の米騒動、十三年の三池争議にどれだけの威力を発揮したか、はかり知れないものがあった。

（カットも筆者）

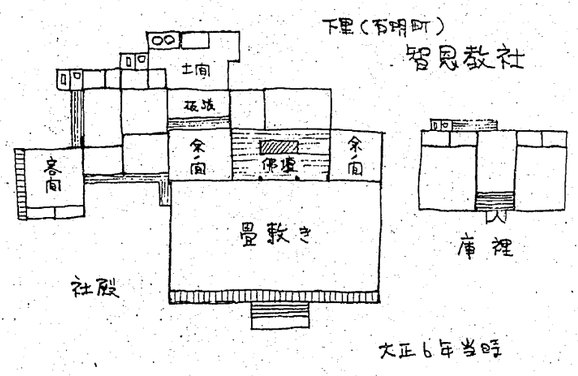

賃金の払い過ぎ

おどろいた社内報の記事

「賃金は払い過ぎとるゲナ」「まーだしぼり取る気バイ」と、このところ職場の中では大きな話題になっています。

話題のもとは、『くろだいや新聞』（社内報）の四月二十五日号の一面の記事。三川鉱の主席会での『賃金の仕組み』の説明の中に出てくる内容。

仕事に見合う賃金を

実働時間減らさぬよう

三川鉱会主席

―払い過ぎになっていることがある―。―仕事の量に見合った賃金を―。実働時間が少なくなる傾向がある―。と主席係員のチェックを呼びかけたものですが、いったい払い過ぎるほど賃金をもらっている労働者がいるのだろうか。みんな「少ない、安い」と毎日ぼやいているのが現実なのに。